

2 日照阻害、電波障害の防止

(1) 日照阻害、電波障害の防止

① 日照阻害の防止

市では、日照阻害対策として、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、事業者等に近隣住民への説明会開催を義務付ける等、紛争を未然に防ぐための枠組みを定めています。

なお、令和5年度の条例に基づく中高層建築物の届出は13件でした。

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定もありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとする者に対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】 (令和5年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	3	0	0	3	2	0	0
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	1	1	2	1	0	1	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合計 14 件		
件数	0	0	0	0			

3 環境美化の推進

(1) 散乱ごみ・不法投棄対策

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和5年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て 防止キャンペーン	11月15日（水）	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫煙地区の清掃活動を実施した。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加

【環境美化推進員数】

年 度	人 数
令和5年度	10人
令和4年度	9人
令和3年度	10人



② 不法投棄対策

○ 有害廃棄物不法投棄及び市内不法投棄物の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールの実施、近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

また、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。

令和5年度の不法投棄物の通報は277件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては、業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和5年度	97	2	27	0	17	28	8
令和4年度	143	0	35	1	19	15	10
令和3年度	110	0	40	3	36	5	4

○ 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場のようになってしまふことがあります。

そのため、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和5年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

○ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：トン）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和5年度	春（5月28日）	12.59	4.24	4.94	21.77	84団体
	秋（10月29日）	10.13	2.32	3.37	15.82	83団体
	合計	22.72	6.56	8.31	37.59	
令和4年度	春（5月29日）	12.68	4.15	7.60	24.43	86団体
	秋（10月30日）	11.60	4.04	4.13	19.77	79団体
	合計	24.28	8.19	11.73	44.20	
令和3年度 ※1	春（5月30日）	12.53	4.13	4.88	21.54	85団体
	秋（中止）	1.85	0.52	0.08	2.45	10団体
	合計	14.38	4.65	4.96	23.99	

※1 令和3年度秋のきれいなまちづくり運動は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、町内会主催で希望された町内会についてごみの回収を実施した。



(2) 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績（令和5年度）】

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近		137	88	49
朝霞台・北朝霞駅付近		827	572	255
合計		964	660	304
年間パトロール日数		48日		



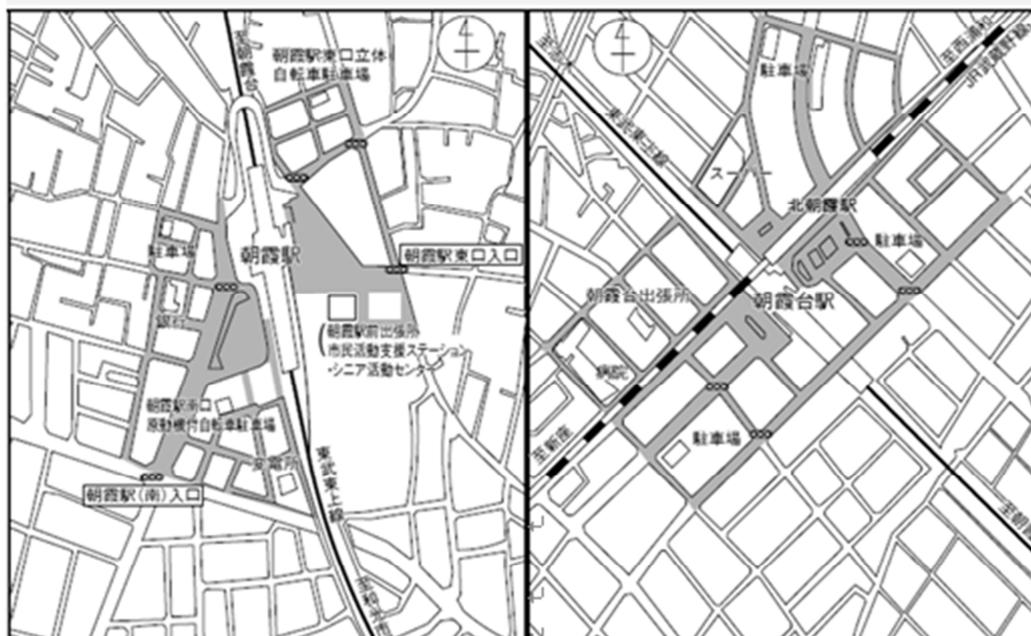
このマークのあるところは、路上喫煙禁止です！！

路上喫煙禁止地区

●色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします！

(3) ペットマナーの向上

○ 犬を飼ったら・・届出義務とマナー

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した犬鑑札と注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和5年度	362	4,845	3,031	62.6%
令和4年度	531	4,685	3,021	64.5%
令和3年度	390	4,273	2,768	64.8%

お願い！

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられています。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。

市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



※犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

犬のフン害にお困りの方へ

イエローチョーク作戦

犬のフンに困っている人が道路上に放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み、発見した日時を書きこむことにより、迷惑していることを飼い主に知らせ、飼い主のマナーやモラルの向上を啓発します。既に実施している他自治体ではフンの放置が減少したという効果が出ています。朝霞市でも黄色いチョークを配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

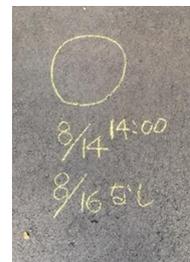
フンや尿の放置は不衛生です。飼い犬のフン尿の始末は、飼い主のマナーです。飼い主の方は、イエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。

イエローチョーク作戦の方法

- 1 フンを丸で囲む。
- 2 発見した日時を書く。
- 3 **フンを片付けず**日時を変えて現場を確認する。
フンが残っている場合▶「**確認日時**」を書き足す。
フンが残っていない場合▶「**なし**」と書く。



※フンがない時も予防のために「パトロール中」と書くと効果的です！



◆注意事項◆

- ・許可なく私有地や他人の管理地に入り、書かないでください。
- ・道路上に書く場合は、交通事故には十分に気をつけてください。

朝霞市浜崎ドッグラン

飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物の共生社会を推進するため、ドッグランを設置しました。

【オープン】令和5年4月28日（金）

【利用時間】午前8時00分から午後7時00分まで

※利用時間内であっても、日没後は利用不可

【休場日】・年末年始（12月29日から1月3日）

- ・イベント開催時
- ・その他、市長が認めたとき

【利用方法】・利用料：無料

- ・利用手続：利用登録制（登録申請は随時受付。登録証を発行）
- ・登録条件：市内在住者（登録者は18歳以上であること）

登録犬は、畜犬登録及び1年以内に狂犬病予防注射を接種し、
注射済票の交付を受けていること

【施設内容】・区割（面積）：小型犬エリア（230㎡）

中・大型犬エリア（430㎡）

共用部分（30㎡）

駐車場スペース（255㎡）

敷地面積計 945㎡

- ・設備：小型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ
- 中・大型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ・散水栓
- 共有部分：水道・物置

犬の脱走防止のため、フェンスの高さ1.5m、二重扉としている。

駐車場：8台分

その他：利用ルール看板1基・掲示板1基を設置。



常駐の管理者は設置しておらず、定期的に職員が巡回しています。朝晩の施錠・開錠、清掃及び、ドッグラン内の芝生の養生等は業務を委託して実施しております。

令和5年度は、1,324頭が利用登録しました。



お願い！

○ 猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ち良く過ごせる地域になるようお願いいたします。

※猫に関する相談は、埼玉県動物指導センターにご連絡ください。

問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484

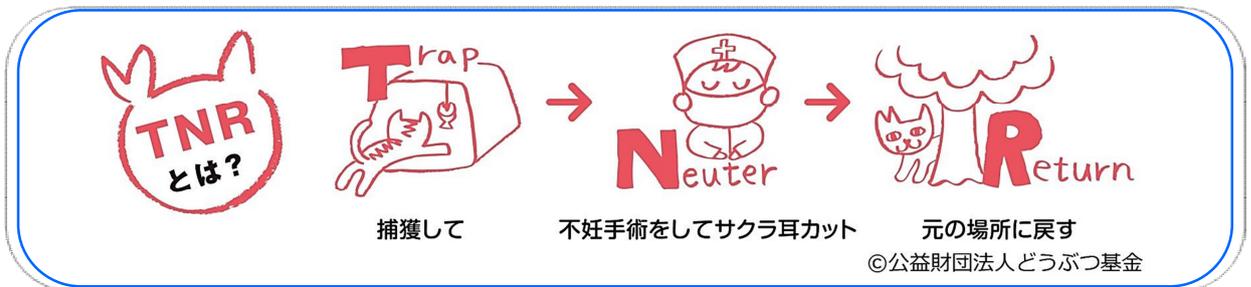


知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR活動）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしく願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害を防止及び抑制し、地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ※ 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ※ スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ※ 発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット(通称さくら耳)が
不妊・去勢手術済みの目印！



○ 動物愛護パネル展

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

また毎年、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施しており、令和5年度は9月20日から27日に、市内動物愛護団体にご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

○協力市内動物愛護団体

「そらとゆめ」「もめんいと」

「動物との共生社会を目指す会V e s t .」

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/20～27

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日：令和5年9月20日（水）～27日（水）

場 所：中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット防災の展示

【動物愛護週間イベント】

○「地域猫活動 DVD 上映会・地域猫活動、TNR 相談会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後3時～4時30分

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：そらとゆめ

○「ねこのことをはなそう会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後5時～7時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

○「シニア犬の介護者サロン」

開催日：令和5年9月24日（日） 午後2時30分～5時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：動物との共生社会を目指す会V e s t .

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容をX（旧ツイッター）し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。

(4) 放置自転車対策

① 放置自転車等の対策

市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種別	年度	朝霞駅南口		朝霞駅東口		北朝霞駅		朝霞台駅		合計	
		自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク
回数	R5	5		5		5		5		20	
	R4	5		5		5		5		20	
	R3	7		6		11		6		30	
台数	R5	31	0	12	1	26	0	7	0	76	1
	R4	30	0	14	0	18	0	14	0	76	0
	R3	47	0	24	0	29	0	17	0	117	0

② 自転車駐車場整備

市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

朝霞市自転車駐車場一覧（令和6年3月末現在）

有料自転車駐車場			収容台数	
北朝霞駅・朝霞台駅	北朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	2,799	
		一時利用	554	
	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場		定期利用	205
	朝霞台駅南口地下自転車駐車場		定期利用	2,130
	朝霞台駅南口第一自転車駐車場		定期利用	135
			一時利用	210
朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場		定期利用	79	
朝霞駅	朝霞駅東口立体自転車駐車場		定期利用	756
			一時利用	112
	朝霞駅東口地下自転車駐車場		定期利用	692
			一時利用	156
	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場		定期利用	78
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場		定期利用	142
			一時利用	44
	朝霞駅南口地下自転車駐車場		定期利用	3,613
			一時利用	696

(5) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されると、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則のため、市ではあき地に繁茂する雑草を除去する際の肩掛式刈払機を無料で貸出しています。なお、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。

あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

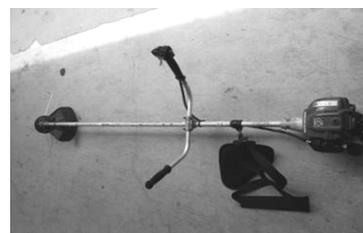
年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和5年度	23	20(0)
令和4年度	20	20(0)
令和3年度	17	28(0)

【空き家に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	相談件数	対応済延べ件数
令和5年度	34	34
令和4年度	30	30
令和3年度	37	37

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出ししています。なお、台数に限りがありますので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和5年度	23
令和4年度	36
令和3年度	52

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(6) 鳥獣・害虫被害の防止

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや、駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カラス	ハト	ムクドリ	ヒゲ	ハクビシ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和5年度	13	22	5	1	12	43	20	31	66	213
令和4年度	7	22	5	3	14	46	13	47	77	234
令和3年度	10	13	7	2	6	25	14	55	60	192

※その他は、蚊、ユスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

○ スズメバチの巣の駆除

市では、平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数（件）
令和5年度	37
令和4年度	28
令和3年度	38

巣を作るスズメバチ⇒
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツチバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和5年度	91	57	8	25	181
令和4年度	73	108	12	37	230
令和3年度	89	53	5	23	170

民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」(次ページ参照)を紹介することとしています。

注意!

ハチにご注意ください!

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えたりして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。(※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。)

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策!》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。(殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。)

《ハチの相談窓口》

(公社)日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」(電話:048-854-2890)で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。